

第9回 電力取引監視等委員会

議事録

日時：平成27年10月8日 11:00～11:30

場所：経済産業省 本館 2階 西8共用会議室

議題

1. 小売電気事業の登録の審査結果について

議事内容

○八田委員長　それでは、ただいまより第9回電力取引監視等委員会の第2部を開催いたします。

事前にお知らせいたしましたとおり、本日10時から、第1部として小売登録の審査に関して審議いたしました。内容は個別企業の情報等を取り扱うこととなりますため、運営規定に従い、委員会の判断により非公開といたしました。

それでは、第2部の議事に入らせていただきます。

本日の議題は、小売電気事業の登録についてです。本件については、9月1日の委員会発足以来、経済産業大臣からの意見の求めを受けて数回にわたって審議してまいりました。これまでの申請案件のうち、審査が終了し、委員会として審査結果の判断ができるものがあれば、本日、経済産業大臣への意見としてとりまとめを行いたいと思っております。

それでは、小売電気事業の登録の審査結果について事務局よりご報告をお願いいたします。

○新川取引監視課長　取引監視課長の新川でございます。よろしくお願いいたします。

お手元に資料3という資料を配付をさせていただいております。小売電気事業及び小売供給の登録審査についてという資料でございます。

趣旨でございますが、第6回の委員会におきまして、当委員会での登録審査にあたりま

して、申請事業者が反社会的勢力など問題のある事業者でないかを丁寧に確認する必要性についてご議論をいただいたところでございます。

これを踏まえまして、第1回委員会において定めました委員会における小売電気事業及び小売供給の登録審査に関します基本的な審査方針を改正するとともに、電気事業法2条の2及び第27条の15の規定による経済産業大臣の登録に係る審査基準の改正につきまして、経済産業大臣に建議することについて対応をご検討いただきたく考えております。

また、改正後の基本的な審査方針及び第2回委員会において検討を行った具体的な登録審査の考え方に基きまして、小売電気事業を営もうとする者の登録申請につきまして、「電気の使用者の利益の保護のために適切でないと認められるもの」に該当しないか、委員会において審査を行った結果を踏まえて経済産業大臣への回答についてご検討をいただきたく考えております。

主なポイントでございますが、基本的な審査方針及び審査基準の改正でございますが、第6回委員会におきましてご議論いただきました申請事業者が反社会的勢力など問題のある事業者でないかを確認する必要性についてのご議論を踏まえまして、基本的な審査方針を以下のとおり改正をさせていただきたいと考えております。

また、審査基準につきまして、資料3-1によりまして経済産業大臣に建議することに関し、対応をご検討いただければ幸いです。

基本的な審査方針の改正案、下線をしておりますが、④反社会的勢力との関係がないものかというものを追加をするというものでございます。

注書きとしまして、上記④における反社会的勢力との関係については、具体的には暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること、法人でその役員のうち暴力団員等のあるものであること。暴力団員等がその事業活動を支配する者であること等を想定をしております。

資料3-1で建議の案文についてお示しをさせていただいております。

経済産業大臣宛、電力取引監視等委員会委員長名でございますけれども、暴力団関係の事業者など反社会的勢力から電気の使用者の利益を保護するためには、こうした事業者など反社会的勢力が電気事業法の一部を改正する法律第1条の規定による改正後の電気事業法2条の5第1項4号及び第27条の18第1項第4号に規定する小売電気事業及び小売供給の登録の拒否要件である「電気の使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当するものであることを明確に示す必要があります。

については、改正法2条の2の規定による小売電気事業の登録及び改正法27条の15の規定による小売供給の登録に係る審査基準を示す経済産業大臣による審査基準におきまして、以下の者が改正法2条の5第1項4号及び27条の18第1項4号に規定する「電気の使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当することを明示することについて、電力の適正な取引の確保を図るために必要があると認められることから、電気事業法66条の13第1項の規定に基づき、貴職に建議をいたしますとしております。

1. としまして、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条の6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

2. 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。）のうちに暴力団員等のあるもの。

3. 暴力団員等がその事業活動を支配する者とさせていただきます。

続きまして、これらを踏まえました審査結果についてご説明をさせていただきます。

先ほどの資料3の2.でございます。

小売電気事業等の登録申請に係る審査結果についてでございますけれども、来年4月の第2弾電気事業法改正法の施行に先立ちまして、経済産業省では8月3日より小売電気事業の登録申請の受付を開始しておりますが、10月7日現在で82件の登録申請がなされております。これを受けて当委員会への意見聴取も行われております。委員会として審査を行った結果、今回は資料3-2の別紙に記載されている40件の各事業者について審査基準1.(2)に規定されております「電気の使用者の利益の保護のために適切でないと認められるもの」に該当する事実は認められないため、資料3-2により経済産業大臣に意見を回答することとしたいと思っておりますが、ご検討いただければ幸いです。

資料3-2でございますけれども、これも経済産業大臣宛、電力取引監視等委員会委員長名の文書でございます。

小売電気事業を営もうとする者の登録について（回答）ということでございます。

平成27年9月1日付けで意見照会をいただいておりますことにつきまして審査を行ったところ、別添の小売電気事業を営もうとする者について、いずれも審査基準1.(2)に該当する事実は認められませんでした。

ただし、貴職におかれては、別添の小売電気事業を営もうとする者の登録に当たっては、以下の条件を付すようお願いいたします。また、以下の1の条件により貴職に報告があった場合には、当委員会に報告していただくようお願いいたしますとしまして、1. 申請書に添付された書類に記載された内容のうち、小売供給に関する契約の申請の媒介、取次ぎ又は代理を業として行うものの有無、小売供給の相手方からの苦情及び問い合わせの方法その他の事項について、今後、重要な変更が生じた場合には、遅滞なく貴職へ報告すること。

2. 平成28年4月1日より前に、小売供給を受けようとする者と小売供給に関する契約の締結をしようとするときは、電気事業法の一部を改正する法律第1条の規定による改正後の電気事業法2条の13の規定の例により、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他供給条件の説明等を行うこと、また、小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者がある場合にあっては、当該者に、法第2条13の規定の例により、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件の説明等を行わせること。

さらに、小売供給の業務の方法又は小売供給に係る料金その他の供給条件についての小売供給を受けようとする者からの苦情及び問い合わせについては、平成28年4月1日より前においても、適切かつ迅速にこれを処理すること。

3. 当該登録に付された条件の適正な実施を確保するために必要な限度において、報告又は資料の提出を求められた場合には、平成28年4月1日より前においても、遅滞なく対応することという条件を付すということを前提に、この別添に記載をしております40社につきまして、小売電気事業を営もうとする者としての意見を回答させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○八田委員長　　どうもありがとうございました。

今のご説明は、まとめますと資料3に書かれているように、審査方針の改正案が示されて、それから、資料3-1に示されているような基準改正の建議をしたいということの中身で、それから、最後に実際の登録認定のための意見を述べることについての案が提案されました。これについてご意見、ご質問ございましたらどうぞよろしくお問い合わせいたします。

○圓尾委員　　資料3-1、3-2の建議と回答についての文章はこのとおりでいいと思います。ただ、資料3の下の方に書いてある今回、追加するという部分ですけれども、

反社との関係がないものかという④の注釈として書いてある一番最後のところですね、事業活動を支配するという表現がありますけれども、これに関しては、今回の審査において、例えば株式の何%を保有しているのですとか、取締役であるのですとか、そういった形式要件だけではなくて、実質的に会社に影響を及ぼしているかどうかというところを含めた上で審査を進めてきたはずですので、そこが誤解なきように、こういう場で確認をしておくべきだと思いますし、場合によっては何かしら書き込んでペーパーに残したほうがいいのかと思いますので、その辺はご判断していただければと思います。

以上です。

○八田委員長　ありがとうございます。

○稲垣委員　これまでの委員会での議論なり、委員の活動を通じてそのような内容で議論してきた。それから、取引監視課においてもそのような審査を実際にしてきた、趣旨を踏まえた審査をしてきているところであり、今回、建議にも支配という概念がありますので、従前の今までの我々の考え方を確認する上で、ここでこの支配の概念は、先ほどおっしゃられたように形式要件だけでなく、実質的な影響力の行使というものも含むということを確認していけたらいいと思っています。

○八田委員長　どうもありがとうございました。

これについては議事録が残るという方法もありますが、もし正式の文章にして残す必要があるのなら文章の案を考えていただきたいと思います。

ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

それでは、ないようでしたら、まず反社会的勢力の取扱いに関して、原案のとおり審査基準の改正案を経済産業大臣に建議することにいたしたいと思います。

それから、委員会の審査方針を改正することも決定したいと思います。

次に小売電気事業の登録に関しては、原案どおり、別紙に記載されている40社について、小売電気事業者として登録することに問題がない旨を委員会の意見として決定して、経済産業大臣に回答することにしたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○八田委員長　ありがとうございました。

それでは、ここで一言コメントさせていただきます。

新しいプレーヤーの参入ということは、電力市場において競争の促進、あるいは需要家の選択肢の拡大というシステム改革の目的を達成するための非常に重要な第一歩だと思

ます。本日の決定は、まさにその第一歩を踏み出したということで、今後、競争が進展し、我が国の電力市場が活性化していくことを大いに期待したいと思います。

その際、需要家の利益の保護ということが大前提です。小売電気事業者には供給条件の説明、それから、苦情への対応など、供給者としての責任を全うすることによって消費者への真摯な対応をしていただきたいと思います。

委員会としては市場の番人として厳正な監視を行っていきます。また、小売営業に関するガイドラインの整備など必要なルールづくりをこれからさらに進めていきたいと思えます。

本日、14時から第5回電気料金審査会合が行われます。それに加えて制度設計専門会合の議論を15日から第1回が始まります。これは稲垣先生が座長になっていただきます。稲垣先生をはじめ関係の委員の皆様、よろしくお願ひ申し上げます。

ほかに何かこの機会にコメントしておきたいということはありませんか。

ないようでしたら、本日、予定していた議事は以上でございます。

それでは、次回の委員会について事務局よりお願いいたします。

○岸総務課長 次回の日程は、また正式に決定し次第、改めてご連絡、ご報告させていただきます。

以上です。

○八田委員長 それではどうもありがとうございました。

—了—